

家庭から排出された有害物質を含んだ家電のうち、実際には中古利用に適さないものが中古利用の名目で輸出されることがないように、バーゼル法における中古利用に係る輸出時の判断基準の明確化等を検討しています。平成 21 年度（2009 年度）は、使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古品判断基準の策定・適用を行いました。

⑤ 環境保全上望ましい形での国際移動の円滑化

途上国では適正処理が困難であるが、我が国では処理可能な自社等の国外廃棄物を、対応能力の範囲内で受け入れて適正に処理することは、国内における適正処理が確保される限りにおいては、地球環境保全の観点から、推進していくべきです。この観点から、平成 22 年（2010 年）5 月に、廃掃法の一部が改正されました。

⑥ 国際静脈物流システム構築の推進

廃棄物等の環境保全上望ましい形での国際移動の円滑化を行ううえで、適切かつ効率的で安全・安心が確保された国際静脈物流システムの構築を推進すべく、平成 21 年度（2009 年度）までに国際資源循環の流動実態の分析と課題の抽出等を行いました。

③今後の政策に向けた提言

- 第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第 2 回点検結果を踏まえた以下の指摘に対応する施策を推進すべきです。

＜環境負荷の低いライフスタイルへ変革するための国民運動や情報提供の推進＞

- ・ 一人一人のライフスタイルの変革については、学校教育において環境教育を充実していくとともに、生涯学習を含めた地域ぐるみでの環境教育が重要です。関係主体が相互に学びあえるような取組について更に進める必要があります。リターナブルびんなどの利用促進に向けてポイント制やデポジットなど有料化等手法ごとの効果を把握することが重要です。その際、一人一人の行動を更に促すために定量的な 3 R 効果も示しながらわかりやすく情報発信することも必要です。また、レジ袋削減の進捗を踏まえ、重点的に取り組む対象の拡大も念頭に 3 R に関する国民運動を展開することも必要です。さらに、家庭での取組については、家庭ごみの排出量は年々減少していますが、事業系ごみの総量の削減率と比べると小さくなっていることから、より環境配慮行動を促し、低炭素で循環型のライフスタイルづくりを進めることも重要です。

＜製品のライフサイクルを通じた環境負荷低減に係る取組の推進＞

- ・ 3 R の技術とシステムの高度化については、循環基本計画や技術戦略マップ等に基づき引き続き取組を進める必要があります。特に、循環資源の利用先が限られているという関係者の声に応えられるよう研究・開発を進める必要があります。
- また、化学物質や重金属等有害物質を含んだ製品が廃棄物となった後の有害性の評価

をはじめ、処理・処分が環境に与える影響等の調査研究、適正処理技術の開発や普及等が重要です。また、製造から廃棄までの各段階が連携して、製品ライフサイクル全体・サプライチェーン全体にわたり、一貫して3Rを目指す取組を加速化・高度化し、持続可能な廃棄物・リサイクル対策に取り組んでいくことが必要です。

＜東アジアにおける持続可能な資源循環の確立に向けた取組の推進＞

- ・ アジア3R推進フォーラムを活用して各国における廃棄物管理の実態・ニーズの把握と国際機関による取組とのマッチング、3Rプロジェクト実施へ援助機関、各先進国による支援が促進され、さらに、各国のニーズに応じた我が国の3R技術・システムの提供がより有機的に行えることも期待されます。また、同フォーラムと連携しつつ、各国のNGO/NPO等とも引き続き協力していくことが必要です。
- ・ 循環型都市協力の取組を引き続き推進し、アジア各国との3R・廃棄物管理に対する政策立案等の能力開発、3R・廃棄物処理に関する優良事例の創出、NGO/NPO等の民間等多様な主体との連携など具体的な協力を推進し、アジア地域における各国内の循環型社会の形成を支援していくことが重要です。アジア以外の地域における協力は、今後、資源循環その他において国際的に重要な国・地域においては、具体的協力を更に推進する必要があります。
- ・ 「東アジア循環型社会ビジョン」の策定を視野に入れつつアジアにおける適切な資源循環に関する国際共同研究を引き続き推進し、東アジアにおける適切な資源循環の枠組みを模索するとともに、成果をアジア3R推進フォーラムや二国間・多国間政策対話の場で共有し、東アジア地域規模での国際的循環型社会形成の共通理解を進めるなかで、我が国が引き続き主導的役割を担うことが必要です。
- ・ 廃棄物の不法な輸出入を防止する取組については、国内監視体制及びアジア地域での取組、アジア各国の適正処理能力の向上支援の取組を引き続き充実・強化していくことが必要です。また、途上国では適正処理が困難であるが、我が国では処理可能な自社等の国外廃棄物を、対応能力の範囲内で受け入れて適正に処理することは、国内における適正処理が確保される限りにおいては、推進していくべきです。ライフサイクル全体を視野に入れた製品の環境配慮や循環資源の品質等に係る基準・規格のアジア域内での普及については、現状ではあまり進展が見られておらず、安定的な資源循環の確保のためには、更なる取組の推進が望まれます。
- ・ アジア各国内における循環型社会形成には各国の制度、状況、ニーズ等の情報共有が不可欠であり、アジア3R推進フォーラムの下で、各国に対し情報・知識・経験の共有を促すとともに、国際共同研究等における情報も活用し、引き続き3Rの情報拠点の整備に関する取組を推進していくことが重要です。

重点調査事項③：物質フロー等に関するデータの迅速かつ的確な把握、分析と公表

物質フロー、廃棄物等に関するデータの迅速かつ的確な把握、分析及び公表を一層推進することとされていることから、

a) 廃棄物等の定量情報の拡充

b) 産業界、地方公共団体、NPOからのヒアリング結果

について、調査を実施しました。関係府省から報告された取組状況等は、「②主な取組状況等」欄のとおりです。

①第2回点検における指摘内容

- 第二次循環型社会形成推進基本計画において盛り込まれた補助指標等を中心に、廃棄物等の国内における定量情報の拡充を行い、種類や業種別に応じた発生量、循環利用量等の状況の把握や速報化を行うための手法の改善に向けた検討を進めるべきです。また、国際的な循環資源の越境移動についても、実態を把握すべきです。
- 平成20年度（2008年度）中に行う第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の点検については、産業界、地方公共団体、NPO、関係省庁等の各主体から現状、課題及び政策提言についてヒアリングするとともに、物質フロー指標及び取組指標を中心に循環型社会形成に向けた取組の進捗状況を可能な限り定量的に把握し、情報提供を行うべきです。また、予算要求等における新規施策の企画立案にも役立てるべきです。

②主な取組状況等

〈廃棄物等の定量情報の拡充〉

- 廃棄物等の国内における定量情報の拡充については、第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果において、「循環型社会形成に関連した情報の的確な把握・提供と人材育成」及び「国際的な資源生産性の向上に向けた我が国の貢献」に関する国の取組として、下記のような取組状況が報告されました。
 - ・ 我が国の物質フローの状況や廃棄物等の種類に応じた発生量とその循環的な利用及び処分の状況等の情報等のほか、地球温暖化対策等の要請に応えるため、検討を行っています。平成21年度（2009年度）は、廃棄物統計の精度向上及び迅速化のための課題の整理、検討を行うとともに、第二次循環基本計画に盛り込まれた隠れたフロー・TMR、産業分野別資源生産性、国際比較可能な物質フロー指標の方向性について検討しています。

- ・ 国連環境計画（U N E P）が設立した「持続可能な資源管理に関する国際パネル」で平成 21 年（2009 年）10 月に、最初の研究報告書であるバイオ燃料に関する報告書が発表される等国際的な共同研究が進んでいます。我が国は同パネルや経済協力開発機構（O E C D）における物質フローと資源生産性に関する作業等を支援し、物質フロー指標について国際的な指標の共通化、手法開発等を推進しています。これらの活動にアジア地域の政策ニーズを反映させるべく普及啓発のセミナーを開催する等、物質フロー指標のより精度の高い共通の指標作成を目指して、国際的な研究の進展に貢献しています。また、我が国における物質フローの状況について国内外に広く広報普及するため、我が国の物質フローの全体像を項目別に解説する「日本の物質フロー」のパンフレットを日英二カ国語で作製し、国際的な会合の場で各国に配付のうえ、普及啓発を図りました。
- ・ 廃棄物の処理のための国際移動を含めアジア全体での資源循環の環境や経済等への影響、効果を評価し、アジアにおける適切な資源循環を検討する国際共同研究を平成 21 年度（2009 年度）から開始し、アジア 3 R 推進フォーラム設立会合と連携して、設立ワークショップを開催しました。

《産業界、地方公共団体、NPOからのヒアリング結果》

- 第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第 1 回点検にあたっては、産業界、地方公共団体、N G O / N P O、大学等から取組状況についてヒアリングを行いました。
- 第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第 2 回点検にあたっては、産業界、地方公共団体、N G O / N P O から取組状況についてヒアリングを行いました。点検のヒアリング結果については各年度の点検結果に反映されています。以下にヒアリング対象を記載します。

第 1 回点検対象（平成 21 年度（2009 年度）実施）

◇産業界

- ① （社）日本経済団体連合会（環境自主行動計画の進捗状況について）
- ② 電気事業連合会（電気事業の取組について）
- ③ （社）日本ロジスティックシステム協会（物流の取組について）
- ④ 日本物流団体連合会（物流の取組について）
- ⑤ 日本チェーンストア協会（小売業の取組について）

◇地方公共団体

- ・ 山形県長井市（レインボープランの取組状況について）

◇N G O / N P O

- ① P & P トレーサイクル研究会（市民リサイクルシステムの構築について）
- ② 学校法人金山学園めばえ幼稚園（新エネルギー導入促進を統合する取組について）

◇大学

- ・ 京都大学大学院農学研究科（畜産廃棄物等の活用について）

第2回点検対象（平成22年度（2010年度）実施）

◇産業界

- ①（社）日本経済団体連合会（環境自主行動計画の進捗状況について）
- ②（社）日本化学工業協会（化学工業の取組について）
- ③（社）日本建設業団体連合会（建設業の取組について）
- ④ アミタ（株）（循環型社会と自然共生社会の統合的取組事例について）
- ⑤ ユニー（株）（地域循環圏構築に向けた取組事例について）
- ⑥ J F E エンジニアリング(株)（地域における企業の取組について）

◇地方公共団体

- ① 千葉県千葉市（市民と連携した取組について）
- ② 埼玉県秩父市（森林バイオマスを活用した取組について）

◇NGO/NPO

- ・ 特定非営利法人WE21 ジャパン（地域循環圏構築に関する取組について）

③今後の政策に向けた提言

- 第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果を踏まえた以下の指摘に対応する施策を推進すべきです。

- ・ 物質フロー指標については、一部の取組においては伸びの鈍化や横ばいが見られます。物質フロー指標、取組指標ともに目標に向けて引き続き取り組んでいくことが必要です。また、指標の要因の分析については、現在の情報のみでは十分に分析できないものもあることから、更に統計の早期化・精緻化、物量ベースの詳細な情報の把握等を進め、研究分野の成果も活用しながら分析を深めていくことが重要です。
- ・ 循環資源を含めた資源価格の変動、産業構造の変化やインフラ整備の進展など、これまでの循環型社会づくりの前提となってきたシステムに大きな変化が生じている可能性や2020年（平成32年）までに1990年（平成2年）比で温室効果ガスを25%削減するという目標（すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とした目標）などを踏まえ、中長期の循環型社会のグランドデザインを念頭に今後の取るべき施策についての検討を進める必要があります。

3. 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組

【新規設定事項】

重点調査事項①： 科学的な環境リスク評価の推進

化学物質による環境リスク低減対策の基礎となる科学的なリスク評価を進めるため、化学物質の安全性情報の収集、環境残留状況の把握、新たなリスク評価のための手法開発等への取組として、

- a) 化学物質の安全性情報の収集・発信に係る取組状況
- b) 環境中における化学物質のモニタリング実施状況と今後の方向性
- c) 人の健康及び生態系に対するリスク評価手法等の調査研究・開発状況とその課題

について、調査を実施しました。関係府省から報告された取組状況等は、「②主な取組状況等」欄のとおりです。

①環境基本計画における施策の基本的方向

- 環境リスク低減の基礎として、科学的な環境リスク評価を進めます。このため、我が国独自のデータを取得することを含め、化学物質の有害性に関するデータの収集、化学物質の製造量、用途、排出量、排出経路、廃棄方法等の基礎情報の整備、環境残留状況の把握等に積極的に取り組みます。これらの情報を、製造事業者、ユーザー企業、消費者、廃棄物処理事業者等の関係者でできる限り共有します。
- 産学官の研究機関と連携し、研究者の育成を図りつつ、リスク評価、新たなリスク発見のための手法の開発を進めます。

②主な取組状況等

《化学物質の安全性情報の収集・発信に係る取組状況》

＜既存化学物質の安全性情報の収集＞

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律 117 号。以下「化審法」という。）が施行される以前から製造・輸入されていた化学物質（以下「既存化学物質」という。）を対象に、分解性試験、蓄積性試験、反復投与毒性試験、生態毒性試験等を実施し、また、文献調査による既存化学物質の安全性情報の収集を行っています。平成 18 年度（2006 年度）以降においては、これらの試験について省庁ごとに毎年度 5 から 20 物質程度を対象として試験を実施しており、化審法の規制対象物質に該当するか否かの判定に活用しています。

< J-C H E C K の拡充等 >

- 国において実施した安全性情報点検の結果や官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム（Japanチャレンジプログラム（注Ⅲ-3-1））において得られた情報等を発信するためのデータベース（J-C H E C K（注Ⅲ-3-2））を構築し、平成 20 年（2008 年）5 月より公開しています。公開後も、新たに追加されたこれらの情報及び O E C D 等の海外で収集された情報等を随時公開し、その内容を拡充しています。また、収集された安全性情報が諸外国においても有効に活用されるよう、O E C D グローバルポータル（eChemPortal）との接続も視野に入れ、英語版を開発しているところです。

< すべての化学物質の安全性評価の実施に向けた化審法改正 >

- 平成 21 年（2009 年）に改正された化審法では、「環境中で分解しにくい化学物質」に加え、「環境中で分解しやすい化学物質」についても規制の対象とし、平成 23 年度（2011 年度）からは、新たに既存化学物質についても製造・輸入実績数量等の届出を事業者が義務づけるとともに、必要に応じて事業者が有害性情報の提出を求めること等により、それらを踏まえ優先順位をつけて化学物質の安全性評価を国が実施することとなっています。

《環境中における化学物質のモニタリング実施状況と今後の方向性》

< 化学物質環境実態調査 >

- 一般環境中における化学物質の残留状況を把握するため、日本各地の水質、底質、生物、大気を対象に、
 - 1) 環境残留の有無が明らかでない化学物質の環境残留を確認するための調査（初期環境調査）
 - 2) 1) で環境残留が確認された化学物質について、環境中の残留状況を精密に把握するための調査（詳細環境調査）
 - 3) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（P O P s 条約（注Ⅲ-3-3））の対象物質及びその候補となる可能性のある物質並びに化審法における特定化学物質等の化学物質の残留状況を経年的に把握するための調査（モニタリング調査）を実施しています。また、本調査に資するための分析法開発や試料保存等も実施しています。

今後も、排出源を考慮した地点選定を行うとともに、調査対象物質の選定に当たっては、化学物質関連施策担当部局から調査実施の要望があり、「環境リスク初期評価」を行うために環境における残留状況の把握が必要とされる物質等から選定します。また、調査の結果は、化審法や特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号。以下「化管法」という。）等の運用に活用しています。さらに、P O P s 条約対象物質等の環境中残留状況のモニタリング等を実施する予定です。その他、環境基準値等が定められた物質の環境監視等の調査との役割分担を明確にし、効率的な調査に努めます。

<有害大気汚染物質モニタリング調査>

- 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づき、国及び地方公共団体が毎年、大気の汚染状況の把握のための有害大気汚染物質モニタリング調査を実施し、環境中濃度の実態把握を行っています。

有害大気汚染物質のうち、大気環境と水環境の両方で環境基準値・指針値が設定されていることから、第三次環境基本計画において総合的環境指標の対象物質とされている物質（ベンゼン、総水銀、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、塩化ビニルモノマー）についての平成20年度（2008年度）の調査結果は以下の通りです。

ベンゼンは451地点中1地点で環境基準を超過したものの、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンは399地点で、ジクロロメタン397地点で調査し、すべて環境基準に適合しました。塩化ビニルモノマーは378地点で、総水銀は293地点で調査し、すべて指針値に適合しました。

<公共用水域水質測定>

- 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づき、国及び地方公共団体が毎年、公共用水域の汚染状況の把握のための環境調査を実施し、環境中濃度の実態把握を行っています。

大気環境と水環境の両方で環境基準値・指針値が設定されていることから、総合的環境指標の対象物質とされている物質（ベンゼン、総水銀、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、塩化ビニルモノマー）についての平成20年度（2008年度）の調査結果は以下の通りです。

ジクロロメタンは3,586地点中2地点で、テトラクロロエチレンは3,669地点中1地点で環境基準を超過しました。総水銀は4,182地点で、トリクロロエチレンは3,667地点で、ベンゼン3,487地点で、塩化ビニルモノマーは538地点で調査し、すべて環境基準に適合しました。

<地下水質測定の概況調査>

- 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第15条及び第16条に基づき、国及び地方公共団体が毎年、地下水の水質測定計画を策定し、地下水の汚染状況の把握のための環境調査を実施しています。

大気環境と水環境の両方で環境基準値・指針値が設定されていることから、総合的環境指標の対象物質とされている物質（ベンゼン、総水銀、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、塩化ビニルモノマー）についての平成20年度（2008年度）の調査結果は以下の通りです。

総水銀は2,944地点中2地点、トリクロロエチレンは3,658地点中3地点、テトラクロロエチレンは3,660地点中9地点で環境基準を超過し、ジクロロメタンは3,276地点及びベンゼンは3,238地点で調査し、すべて環境基準に適合しました。塩化ビニルモノマーは、266地点で調査し、すべて指針値に適合しました。

<ダイオキシン類・内分泌かく乱化学物質による汚染状況の把握のための環境調査>

- ダイオキシン対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 26 条に基づき、地方公共団体及び国の関係機関が連携して、毎年、ダイオキシンによる汚染状況の把握のための環境調査を実施し、環境中濃度の実態把握を行っています。

平成 20 年度（2008 年度）は、大気について 799 地点で調査し、すべて環境基準に適合しました。公共用水域水質については、1,714 地点で調査し、28 地点で環境基準を超過しました。公共用水域底質については 1,398 地点で調査し、6 地点で環境基準を超過しました。地下水質については 634 地点で調査し、すべて環境基準に適合しました。土壌については 1,073 地点で調査し、すべて環境基準に適合しました。今後もダイオキシン対策特別措置法に基づき、同様の調査を継続していきます。

- 河川・湖沼におけるダイオキシン類・内分泌かく乱化学物質については、一級河川の環境基準点等において、水質・底質のダイオキシン類や内分泌かく乱化学物質の濃度の実態を把握し、河川の水質管理に資するための調査を実施しています。また、河川・湖沼における底質ダイオキシン類等の低減を図るための検討を行い、汚泥浚渫等の対策を実施しています。平成 20 年度（2008 年度）は、ダイオキシン類については水質 240 地点、底質 251 地点、内分泌かく乱化学物質については 72 地点で調査を実施し、その結果を公表しました。また、水環境の悪化が著しい河川における汚泥浚渫等の対策も実施しました。今後も引き続き調査を実施し、必要に応じて河川環境の向上に資する対策等を実施します。

＜海洋汚染の科学的調査＞

- 海洋汚染については、外洋に面した 12 の内湾域から外湾域にかけての汚染物質の広がり状況を把握し、また陸域起源や海洋投棄による汚染を把握するため、海水・海底堆積物中の油分、PCB、重金属、有機スズ化合物、COD 等について調査しています。海水・海底堆積物の試料採取、海水・海底堆積物中に含まれるこれらの汚染物質の濃度の分析、分析結果の公表を行い、12 の内湾域で海水・海底堆積物中の過去から現在までの汚染物質の濃度変化を明らかにするとともに、陸域起源の汚染負荷が海洋環境に及ぼしている影響や、海洋投入処分海域において、海水、堆積物、海洋生物の汚染状況を把握しました。今後も引き続き、化学物質管理の施策の策定、評価、陸域起源の汚染や海洋投棄による汚染が海洋生物や海洋生態系へ与える影響の把握のための基礎情報の一つとして、海洋環境中の汚染物質のモニタリングを実施します。

《人の健康及び生態系に対するリスク評価手法等の調査研究・開発状況とその課題》

＜環境リスク初期評価の実施＞

- 化学物質による環境媒体を経由した人や生態系への有害な影響の発生を未然に防止するため、科学的な観点から定量的な検討と評価を行い、相対的に環境リスクが高い可能性がある物質をスクリーニングし、必要な対応・措置を促す等の環境リスク初期評価を実施しています。平成 9 年度（1997 年度）から環境リスク初期評価に着手し、その結果をこれまで 8 次にわたりとりまとめ、「化学物質の環境リスク評価」（第 1 巻～第 8 巻。総実施物質

数 272 物質。)として公表しています。評価の結果、詳細な検討を行う候補とされた物質については、更なる検討が行われ、必要に応じて、行政的な対応が行われます。また、本結果は、化管法や化審法等の運用に活用しています。今後も、初期評価であるという評価の性格に留意しつつ、評価の確実性と効率性の向上を図るとともに、過去に実施した物質の再評価を含め、着実に評価を実施していきます。

- 製品評価技術基盤機構において、化管法の対象物質のうち、特に人への健康リスクが高いと考えられる高生産量化学物質を中心に、当該物質のリスクの評価を実施しました。これまでに 150 物質についての初期リスク評価書を作成し、リスク評価書活用の手引きとともに公表しています。

<平成 21 年改正化審法における化学物質のリスク評価スキームに関する調査>

- 平成 21 年(2009 年)に改正された化審法では、「環境中で分解しにくい化学物質」に加え、「環境中で分解しやすい化学物質」についても規制の対象とし、平成 23 年度(2011 年度)からは、新たに既存化学物質についても製造・輸入実績数量等の届出を義務づけ、それらを踏まえ優先順位をつけて化学物質の安全性評価を実施することとなっています。そのため、平成 16 年度(2004 年度)から平成 20 年度(2008 年度)にかけて検討し提案した監視化学物質のリスク評価手法(案)をもとに、平成 21 年(2009 年)に改正された化審法の優先評価化学物質等に対応したリスク評価手法を検討しました。今後も引き続き、化学物質のリスク評価に係る手法の検討を実施します。

<農薬による陸域生態リスク評価手法確立調査>

- 農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号。以下「農取法」という。)に基づく登録保留基準については、平成 17 年度(2005 年度)に拡充された水産動植物の被害防止に係る措置に続き、陸域生態系へのリスク評価・管理措置の我が国への導入可能性を検討するため、我が国における農薬の陸域生態系へのリスクの評価・管理手法に係る調査・検討を行っています。本事業は平成 20 年度(2008 年度)から実施しており、これまでに、欧米諸国での規制状況、鳥類、有用昆虫、土壤生物等に対するばく露量評価及びモニタリングのモデル手法に関する各国の取組情報のほか、我が国における現状について文献調査を行いました。今後は、我が国における陸域生態系へのばく露評価手法、フィールドでの影響のモニタリング手法の実証を行い、我が国における農薬による陸域生態系へのリスクの評価・管理措置の導入可能性について検討を行います。

<農薬の大気経路による影響評価事業>

- 環境省では、航空防除において散布された農薬を大気経路で人が吸入した場合の健康に及ぼす影響への関心が高まったことから、平成 9 年(1997 年)に、使用実態の多い 10 農薬を対象として、リスク管理の目安となる気中濃度評価値を策定しました。その後 12 年が経過し、農薬の散布形態(有人ヘリ→無人ヘリ)や種類(約 30 種→約 90 種)が多様化しているほか、農薬の吸入毒性に関する新たな知見も得られつつあり、気中濃度評価値の見直しなど、農薬の大気経路によるリスク評価の再検討が喫緊の課題となっています。

このため、平成 22 年度（2010 年度）から、農薬の大気経由の飛散による人の健康へのリスクを適切に評価・管理するため、農薬の吸入毒性試験や飛散実態調査を行うこととしています。

< 漁場環境化学物質影響総合評価事業 >

- 我が国周辺水域において漁場環境や魚介類への影響が懸念されている化学物質が、漁場環境・生物多様性に与える影響を調査し、海産生物への影響評価手法等の開発を行っています。具体的な事業内容は以下の通りです。

1) 漁場環境中の有害化学物質が魚介類等へ与える影響及び蓄積状況を簡易的にモニタリングする手法を開発するため、指標となる生物及びその他の魚介類等の濃度を測定・解析。

2) 有害性が懸念される化学物質の水産生物に対する影響や蓄積性等を明らかにするため、室内ばく露試験を実施。

今後は、各種の化学物質が漁場環境や生物多様性に与える影響を調査し、モニタリング手法、海産生物への影響評価手法の開発等を通じて、漁場環境の改善に努めます。

< 内分泌かく乱作用の試験の国際標準化 >

- 平成 17 年（2005 年）に策定した「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について-ExTEND2005-」に基づいて、上記試験法開発に加え、野生生物の観察、基盤的研究、影響評価、情報提供とリスクコミュニケーション等を推進してきており、現在、これまでの成果等を踏まえ、今後 5 年間の対応の方向性についてとりまとめているところです。

また、化学物質による内分泌かく乱作用の試験法の開発及び国際標準化等を目的として、OECD が中心となって進められている試験法検証作業（バリデーション）への積極的な貢献やデータ収集等を進めています。これまで、日本が中心になって開発した試験法が OECD における国際的なテストガイドラインとして採択されるなど、試験法の国際標準化に貢献しています。

< 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査） >

- 子どもの発育に影響を与える化学物質や生活環境を明らかにするため、10 万人の妊婦を対象とし、生まれてくる子どもたちの健康を 13 歳に達するまで追跡する、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）を実施しています。本調査は、平成 19 年（2007 年）10 月から「小児環境保健疫学調査に関する検討会」において検討が進められ、平成 20 年（2008 年）からパイロット調査が開始されました。パイロット調査では、実際に参加者が登録され、血液等の生体試料の採取や分析が行われるなど、平成 22 年度（2010 年度）から実施される 10 万人規模の本調査開始に向けて、準備が進められています。

< 化学物質による新たなリスク評価手法の検討・開発 >

- 化学構造式や物理化学的性状から環境中での生分解性、生物蓄積性や毒性を予測する定量的構造活性相関（QSAR）手法による化学物質の迅速かつ効率的なリスク評価手法の検

討・開発等の研究を推進しています。今後とも、迅速かつ効率的な評価手法に関する研究をさらに進め、これらの評価手法の精度を高めて実用化を目指します。

- 遺伝子導入、幹細胞分化誘導、遺伝子発現等の近代生命科学を培養細胞や動物を用いた短期試験に活用し、高機能で簡易な有害性評価手法を開発するとともに、ヒトに対する毒性を既知の周辺情報やそれらから得られる新たな知見をもとに、専門家がよりの確かつ効率よく評価できるような、肝臓等への化学物質の毒性を対象とした有害性評価支援システム統合プラットフォームの構築を進めています。今後とも、これらの評価手法の精度を高めて実用化を目指します。

<ダイオキシン類の人へのばく露実態調査>

- ダイオキシン類対策特別措置法に定められたダイオキシン類等の評価を行うために必要な研究の推進に資することを目的として、当法律に基づき実施されている大気、水質等に関する常時監視の測定データや、地方公共団体により実施されているダイオキシン類関連の測定データの収集・整理、化学物質の健康影響リスク評価を総合的に推進するための基礎資料の作成を行っています。

また、平成14年度(2002年度)より、毎年度5都道府県について、血液中や食事中的ダイオキシンの濃度を測定するなど、人へのダイオキシン類等の蓄積量を調査しており、平成21年度(2009年度)までに39都道府県に対して調査が行われました。今後、未実施の都道府県においても調査を行うとともに、全都道府県における調査終了後の調査のあり方について検討を進めます。

<ナノマテリアルに関する知見の充実>

- ナノマテリアルが人の健康と環境に及ぼす影響については、現状では十分明らかになっていくわけではなく、国際的に取組が本格化しつつあることを踏まえ、我が国としても情報の収集・整備に努める一方で、ナノマテリアルの管理手法の有効性やリスク評価手法及び人の健康への影響の評価について研究開発等を実施し、科学的知見の充実に努めています。その一環として、ナノマテリアルのリスク評価手法の開発の下、平成21年(2009年)10月には「ナノ材料リスク評価書」(中間報告版)を公表しました。また、ナノマテリアルが人の健康や環境に及ぼす影響についての懸念が指摘される中で、平成21年(2009年)3月に、ナノマテリアルのばく露を未然に防止するべく「工業用ナノ材料に関する環境影響防止ガイドライン」を策定するとともに、現時点での科学的知見を基にナノマテリアルに関する安全対策の方向性について「ナノマテリアル製造事業者等における安全対策のあり方研究会報告書」をとりまとめました。さらに、本報告書を踏まえ、ナノマテリアル製造事業者等から、有害性情報や自主的な安全対策の取組状況等について情報提供を受け、平成22年3月(2010年)に「ナノマテリアル情報収集・発信プログラム」として結果をホームページにおいて公表しました。なお、研究開発の推進は、OECD、国際標準化機構(ISO)等における議論を踏まえつつ、可能な限り国際的に協調しながら行っています。今後とも、ナノマテリアルの管理手法やリスク評価、人の健康への影響等の科学的知見の充実のための研究開発に取り組めます。

＜化学物質の最適管理を目指すリスクトレードオフ解析手法の開発＞

- リスクが懸念される物質の代替化が同一用途の物質群（用途群）で検討される点に着目し、用途群内の物質を対象として、リスクを科学的・定量的に比較でき、費用対効果等の社会経済分析をも行える「リスクトレードオフ評価手法」の開発を進めています。具体的には、洗浄剤及びプラスチック添加剤に用いられる化学物質について、用途別リスクトレードオフ解析を行いました。開発にあたっては、OECDへの日本提案等国际標準化を念頭に置きつつ進めています。今後は、溶剤・溶媒、金属類等の用途群別にリスクトレードオフ評価を行い、最終的には、用途群別リスクトレードオフ評価書としてとりまとめるとともに、リスクトレードオフ評価指針を作成し、解析のために開発されたモデル等とともに公開することとしています。

【 他の環境分野との関わり等 】

- 環境リスク評価は、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」、「都市における良好な大気環境の確保に関する取組」、「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」及び「生物多様性の保全のための取組」を推進するにあたり有用な情報を提供するものであることから、評価すべき物質のニーズの聴取や人へのばく露に関する情報収集や実態把握、確立された評価方法の活用、評価結果の共有及び評価結果に基づいて必要とされる対策の誘導等に取り組む必要があります。

③今後の政策に向けた提言

- 化学物質対策について、その全体像を国民に分かりやすく示していくべきです。
- 各種調査の実施に当たっては、横断的な視点から、重複の回避、データの相互利用・情報共有を図るため、関係省がさらに連携・協力していくべきです。
- 化審法の改正を踏まえ、すべての化学物質について、製造・輸入量、用途、有害性の情報を元にランク付けをして、優先的にリスク評価を行う化学物質を絞り込み、順次リスク評価を行っていく取組の進捗状況を明らかにした上で、2020年の国際目標の達成に向けて、着実にリスク評価を進めていくべきです。
- 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組全体の進捗状況を、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションの一連の流れの中で、可能な限り定量的な指標を用いて示しながら、取組を着実に進めて行くべきです。
- 子どもの健康や農薬等の社会的に関心の高い分野における調査やリスク評価について、

関係省が連携して着実に実施するとともに、その進展により得られる知見を国民に分かりやすく情報提供していくべきです。

- 生物多様性への化学物質の影響や温暖化対策推進のための住宅の気密性向上等に伴う化学物質の影響の可能性など、他分野との関連性に配慮すべきです。
- 関係府省、地方公共団体、事業者、N G O ・市民など各主体の取組の全体像を念頭に置きながら、各主体が連携して効果的・効率的に進めていく仕組みを検討すべきです。

【第2回点検後フォローアップ事項】

重点調査事項②：化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進

化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクを最小化し、人の健康及び生態系への被害を未然防止するための環境リスク管理の取組として、

- a) P R T R制度の運用状況と課題
- b) リスクコミュニケーションの推進に係る取組状況
- c) その他（化学物質に係る情報の有効活用と相互連携等）

について、調査を実施しました。関係府省から報告された取組状況等は、「②主な取組状況等」欄のとおりです。

①第2回点検における指摘内容

《 P R T R制度の運用状況と課題 》

＜ 1. 制度改正 ＞

- 中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会議における中間取りまとめを踏まえ、以下の措置等を進めるべきです。
 - ・ 化管法対象物質の見直しについて、平成20年（2008年）11月の政令改正を踏まえ、今後、速やかに必要な省令改正等を行うこと
 - ・ 個別事業所ごとのP R T Rデータについて、現在の開示請求方式をインターネット地図等を活用した公表方式に変更するため、化管法改正等を検討すること
 - ・ 下水及び廃棄物として化学物質が移動した先の下水道終末処理施設及び廃棄物処理施設からの化学物質の排出量についても把握するため、P R T R制度における届出事項に移動先の下水道終末処理施設名等を加えること
- P R T R制度の対象業種の追加については、医療業を追加する政令改正が行われましたが、その他の業種についても引き続き検討すべきです。

＜ 2. 運用の改善 ＞

- 「P R T R排出量等算出マニュアル」等について、対象物質の見直しに対応するとともに、より精度の高い算定方法を事業者が選択できるよう、ガイダンスの追加等必要な措置を講ずるべきです。
- 届出外排出量については、対象物質の見直しに対応した推計方法に修正するとともに、下水道終末処理施設及び廃棄物処理施設からの排出量の推計方法を検討すべきです。
- 一部に未届出事業者等が存在することから、引き続きP R T R制度の周知・啓発に努めるとともに、P R T R目安箱の設置等による情報の収集・分析や、悪質な法令違反に対する厳正な対処等を行うべきです。
- P R T R制度において環境基準や指針値の設定されている物質のみならず、環境基準等の設定されていない物質を含めたP R T R対象物質の環境濃度の推移を的確に把握すべきです。

《リスクコミュニケーションの推進に係る取組状況》

＜1. 自主的取組＞

- レスポンシブル・ケアに関する中期計画に盛り込まれた施策を引き続き着実に推進すべきです。

＜2. リスクコミュニケーションに必要な情報の提供のための指針・ツールの作成等＞

- リスクコミュニケーションの目的を明確にしながら、当該情報の提供のための指針・ツールとして活用されている冊子等の作成・公表、化学物質の安全性情報やリスク評価等の情報の収集と公表、事業者及び行政による情報システムの運用等の基盤整備、下水道分野における水質リスクへの対応等個別分野における取組を、引き続き実施すべきです。

＜3. 化学物質の有害性に関するデータベースの構築＞

- 今後も、J-CHECK等のデータベースの拡充や改良に努めるべきです。

＜4. 人材の育成＞

- 化学物質アドバイザーの派遣については、今後も、実績を拡大すべきです。

＜5. リスクコミュニケーションの場の提供＞

- リスクコミュニケーションに関する会議、懇談会、シンポジウム等の開催により、多くの国民に参加する機会を提供すべきです。また、地方公共団体におけるリスクコミュニケーションの取組事例を調査し、積極的に取り組んでいる事例を紹介する場を設けるべきです。

《その他》

- 化学物質の環境リスク低減に関連する現行法について、各法律間の相互関係を踏まえつつ、化学物質に係る情報の有効活用と相互連携を図るべきです。
- 人の健康及び生態系への影響が懸念される化学物質を含むCCA処理木材(注Ⅲ-3-4)が一部に含まれる廃材のリサイクルにおけるリスク管理について検討すべきです。

②主な取組状況等

《PRTTR制度の運用状況と課題》

＜PRTTR制度の運用状況＞

- 化管法に基づくPRTTR制度は平成13年度(2001年度)から施行されており、PRTTR届出データの集計及び届出外の排出量について推計を行っています。これまで8回にわたり、PRTTRデータの公表を行っており、平成22年(2010年)2月26日に平成20年度(2008年度)PRTTRデータの公表を行いました。

平成20年度(2008年度)PRTTRデータは全国で39,472事業所から届出がなされ、排出量・移動量について、全国・全物質で集計したところ、排出量が199千トン、移動量が201千トン、排出量と移動量の合計は400千トンとなっています。また、国が推計を行った届出対象外の排出量については全国の合計で291千トンとなっています。届出排出量は物

質ごと又は業種別に程度の差はあるものの、全般的に減少傾向にあり、化管法の制定が自主管理の進展による指定化学物質の排出抑制に一定の効果を上げていると考えられます。

<化管法政省令改正>

- 平成20年(2008年)11月、化管法の対象物質及び業種の見直しを内容とする政令改正を行いました。この結果、第一種指定化学物質は354物質から462物質に、第二種指定化学物質は81物質から100物質に見直すとともに、P R T R制度の対象業種に医療業を追加しました。また、化管法については、今後も定期的に見直しを行っていくこととしています。

また、平成22年(2010年)4月1日に化管法に基づく省令の一部改正を行い、対象物質の見直しに伴う対応やP R T R制度に基づく届出様式に「移動先の下水道処理施設の名称」並びに「廃棄物の処理方法」及び「廃棄物の種類」の記載欄の追加、国による届出事項の集計を効率的に行うための届出事項が記録された二次元コードの採用等を行いました。

<P R T Rデータの公表方法の拡充>

- 化学物質の環境中への排出状況に関する国民の理解をより深めるため、平成21年(2009年)2月以降、個別事業所ごとのP R T Rデータについてホームページ上で公開しています。また、平成22年(2010年)4月に化学物質の大気中濃度や排出量を示すP R T Rマップをインターネット上に公開し、地図上に表示された化学物質の発生源、大気中推定濃度、排出量の閲覧を可能としました。

<届出外排出量の推計方法の検討>

- 国が実施している届出外排出量の推計の充実を図るため、オゾン層破壊物質等に関する推計手法の精度の向上や、対象物質の見直しに伴う届出外事業者からの排出量の推計方法の検討、下水処理施設や廃棄物処理施設からの化学物質の環境への排出量推計方法の検討を行っています。

<化管法の周知等>

- 化管法に基づくP R T R制度及びM S D S制度(注Ⅲ-3-5)、化学物質の有害性情報、リスク評価手法やリスクコミュニケーションに関する情報など、化学物質の評価・管理に関するセミナーを平成20年度(2008年度)に全国10カ所、平成21年度(2009年度)に全国8カ所で開催しました。また、パンフレットやポスターの作成・配布を通じ、P R T R制度の周知・啓発を行っているほか、平成20年(2008年)5月から、P R T Rデータの信頼性や届出等に係る問題について、広く情報提供を受け付ける窓口として「P R T R目安箱」を設けています。また、悪質な未届け事業者への厳正な対処を行っています。

<P R T R制度に係るマニュアル等の整備>

- 事業者が、より適切に排出量を把握するために作成・公表している「P R T R排出量等算出マニュアル」を平成21年(2009年)3月に改訂し、対象物質の見直しに伴う対応や、算出方法の精度を向上させるため、事業者が算出方法を選択する際の考え方を盛り込みました。

＜環境基準の設定されていない物質も含めた環境濃度推移の的確な把握＞

- 環境基準等の設定されていないP R T R対象物質の一部については、大気や公共用水域におけるモニタリングを実施しています。なお、P R T Rデータは、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質の選定や環境基準の検討等に利用されているほか、有害大気汚染物質モニタリング結果とともに、有害大気汚染物質対策の検討に用いられる等、環境汚染の未然防止に向けて多面的な活用がなされています。

＜P R T R制度の今後の運用＞

- P R T R制度については、地方公共団体と連携しつつ、届出データの集計・公表、個別事業所データの公表及び開示、届出対象外の排出源からの排出量の推計・公表等、同制度を引き続き円滑に運用します。また、対象物質の見直しや医療業の追加等を内容とする化管法に基づく政令の一部改正に関する内容や「廃棄物の処理方法」及び「廃棄物の種類」等の届出事項の追加、二次元コードの採用等を内容とする化管法に基づく省令の一部改正に関する内容の周知・徹底や、届出・推計データの多面的利用の検討等を実施し、必要な措置を講じます。

＜＜リスクコミュニケーションの推進に係る取組状況＞＞

＜リスクコミュニケーションに必要な情報の公表＞

- P R T R制度の対象となっている化学物質について、それぞれの用途、排出・移動量、環境中での動き、健康影響、生体影響等について情報を取りまとめた化学物質ファクトシートに、毎年50物質程度の情報を追加しました。引き続き、化学物質ファクトシートを作成し、分かりやすい情報の公表を行っていく予定です。

＜下水道に係る水系水質リスクへの対応＞

- 下水道分野においては、水質リスク発生時に迅速かつ的確に対応するため、関係部局及び機関が密接に連携して水質監視、事業場に対する指導、情報の伝達・公表等を行うことができるよう、平成20・21年度（2008・2009年度）に、リスク発生時の原因者等への指導や関係部局等との連携のあり方など、下水道分野におけるリスクコミュニケーションの方策について検討を行いました。今後は、平成20・21年度（2008・2009年度）に検討した結果を、平成22年度（2010年度）中に手引書としてとりまとめる予定となっています。

＜J-CHECKの拡充等＞（再掲）

- 国において実施した安全性情報点検の結果や官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム（Japanチャレンジプログラム）において得られた情報等を発信するためのデータベース（J-CHECK）を構築し、平成20年（2008年）5月より公開しています。公開後も、新たに追加されたこれらの情報及びOECD等海外で収集された情報等を随時公開し、その内容を拡充しています。また、収集された安全性情報が諸外国においても有効に活用されるよう、OECDグローバルポータル（eChemPortal）との接続も視野に

入れ、英語版を開発しているところです。

- 製品評価技術基盤機構において、化学物質の有害性や規制等に関する情報を総合的に検索できるシステム「化学物質総合情報提供システム（CHRIP）」やリスクコミュニケーションのためのシステム「化学物質と上手に付き合うには」等の情報提供を行いました。

＜化学物質アドバイザーの派遣＞

- リスクコミュニケーションを推進するため、身近な化学物質に対する疑問に対して答え、対話の促進を図る人材である化学物質アドバイザーを増員するとともに、平成20年度（2008年度）には44件、平成21年度（2009年度）には41件の派遣を行い、利用者から高い評価を受けています。

＜リスクコミュニケーションの場の提供＞

- 市民、産業、行政等の環境リスクに関する情報共有及び相互理解を促進する場として、「化学物質と環境円卓会議」を平成20年度（2008年度）、平成21年度（2009年度）に2回ずつ開催しました。また、化学物質の評価・管理に関するセミナーを平成20年度（2008年度）に全国10カ所、平成21年度（2009年度）に全国8カ所で開催しました。

＜その他＞

＜化学物質に関する情報共有の推進＞

- 平成21年（2009年）に改正された化審法において、化審法に基づいて得られた情報を、必要に応じて、化学物質に関する他法令を所管する関係省庁へ提供するための規定が新設されました。今後は、化審法に基づいて得られた情報を、必要に応じて、関係する法令を所管している大臣へその内容を通知することにより、化学物質に関する他の法令においても情報が活用されるよう、当該法令を所管する省庁間の連携・強化を進めていきます。

＜連携施策群による各省化学物質関連施策の連携強化等＞

- 第3期科学技術基本計画の化学物質リスク・安全管理研究領域における戦略重点科学技術「国際間協力の枠組みに対応するリスク評価管理」を中心とする重要な研究開発課題及び関連施策の連携強化、重複排除等の調整を行い、政策目標達成のための研究成果の最大化を図る仕組みとして、科学技術連携施策群「総合的リスク評価による化学物質の安全管理・活用のための研究開発」を平成19～21年度（2007～2009年度）の3年間に実施しました。また、関係各省の施策を補完する課題を設定し、科学技術振興調整費によって補完的課題「事業者の化学物質リスク自主管理の情報基盤」を採択し、調査・研究を平成19～21年度（2007～2009年度）の3年間に実施しました。各省化学物質関連施策および補完的課題の最新の研究成果は、年1回のシンポジウムを通じて公表しました。

＜CCA処理木材が一部に含まれる廃材のリサイクルにおけるリスク管理＞

- 防霉・防蟻を目的としてCCA（クロム・銅・ヒ素化合物系の木材保存剤）が用いられた

木材が解体後に廃棄物となったC C A処理木材は、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、C C Aが注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてC C A処理木材として焼却又は埋立を適正に行うこととされているところであり、現行の対応の状況や課題の把握を含め情報収集に努めていきます。

【 他の環境分野との関わり等 】

- 化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションを推進し、環境リスクの低減を進めることにより、他の環境分野への貢献を図るという観点から、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」、「都市における良好な大気環境の確保に関する取組」、「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」及び「生物多様性の保全のための取組」との関係も考慮していく必要があります。

③今後の政策に向けた提言

- 化学物質対策について、その全体像を国民に分かりやすく示していくべきです。（再掲）
- 各府省において、化学物質の環境リスクを低減に資する取組が行われていることから、関係府省の相互の連携を強化し、情報共有を行う等、より効果的・効率的に進めるべきです。
- リスク評価の結果、リスク管理が必要とされた化学物質について、調査の進捗状況、施策の進捗状況を明らかにした上で、着実にリスク管理を進めていくべきです。
- 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組全体の進捗状況を、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションの一連の流れの中で、可能な限り定量的な指標を用いて示しながら、取組を着実に進めて行くべきです。（再掲）
- 生物多様性への化学物質の影響や温暖化対策推進のための住宅の気密性向上等に伴う化学物質の影響の可能性など、他分野との関連性に配慮すべきです。（再掲）
- 化学物質による環境リスクを低減するため、政府と、地域住民やN G O・N P O、事業者等の様々な関係者が、互いに協力しながら取組を進めていく方策のあり方について検討すべきです。
- 関係府省、地方公共団体、事業者、N G O・市民など各主体の取組の全体像を念頭に置きながら、各主体が連携して効果的・効率的に進めていく仕組みを検討すべきです。（再掲）

【第2回点検後フォローアップ事項】

重点調査事項③： 国際的な観点に立った化学物質管理の取組

化学物質は様々な国で製造・使用されることから、その管理手法等は国際的な調和が求められます。各国は、平成18年(2006年)2月に国際化学物質管理会議において採択された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に基づき、関係施策を進めることとされており、国際的な観点に立った化学物質管理の取組として、

- a) SAICMに沿った化学物質管理の取組
- b) 国際協調に基づく環境リスクの評価等
- c) 我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信等

について、調査を実施しました。関係府省から報告された取組状況等は、「②主な取組状況等」欄のとおりです。

なお、下記第2回点検における指摘内容のうち、〈その他〉については、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」の進捗状況の点検において取組状況等を点検することとします。

①第2回点検における指摘内容

〈SAICMに沿った化学物質管理の取組〉

- WSSD2020年目標(注III-3-6)の達成のため、化学物質のリスク評価体系の構築等、化審法及び化管法の見直しについて検討し、必要な措置を進めるべきです。
- SAICMの推進に関し、引き続き、アジア太平洋地域における主導的な役割を果たすべきです。
- Japanチャレンジプログラムについては、収集情報に基づく有害性評価文書の作成、海外への情報発信及びOECD/HPV(注III-3-7)プログラムへの貢献を進めるべきです。
- 今後も、小児等化学物質のばく露に対して脆弱な集団に着目した疫学調査研究等各個別課題への取組を進めるべきです。また、化学物質の環境リスク低減に資するための調査研究並びにその成果の公表及び普及を進めるべきです。

〈国際協調に基づく環境リスクの評価等〉

- POPs条約については、第1回条約有効性評価に向けた報告書の作成及び各国との調整等や、非意図的に生成されるPOPs対象物質に関するBAT/BEP(注III-3-8)ガイドラインも参考にした国際的に連携した排出削減に向けた取組について、国際協力を推進すべきです。
- 地球規模の水銀汚染対策については、我が国の先進的な技術をいかしたBAT/BEPガイドラインの策定等国際的な対策検討に貢献すべきです。
- 環境リスク評価に関しては、引き続き、OECD等の国際的な動向を踏まえ関係する取

組への協力及び貢献を進めるべきです。

- 日中韓の化学物質管理に関する政策ダイアログを引き続き開催し、三カ国間の情報交換及び個別分野における具体的な作業を進めるべきです。

＜我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信等＞

- 我が国の製品含有化学物質に関する情報共有システムを、特に我が国との貿易量の多いASEAN地域においても展開し、我が国のシステムを共通基準とすることを検討すべきです。
- 農業分野等における化学物質管理についても、専門家の派遣、我が国の化学物質管理政策を踏まえた適切なアドバイスの検討等を行うべきです。

＜その他＞

- 有害廃棄物等の不適正な輸出入を防止しつつ、我が国の優れた技術をいかし、途上国における適正処理困難物の受入れ等、環境保全上望ましい形での国際移動の円滑化を図るべきです。

②主な取組状況等

《SAICMに沿った化学物質管理の取組》

＜化審法の改正＞

- WSSD2020年目標を踏まえ、厚生科学審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会の合同会合において、化審法の見直しに関する検討を実施しました。この結果を踏まえ、化審法の一部を改正する法律案が平成21年（2009年）2月に閣議決定され、第171回通常国会において同年5月に成立しました。この改正により、「環境中で分解しにくい化学物質」に加え、「環境中で分解しやすい化学物質」についても規制の対象とし、平成23年度（2011年度）からは、新たに「既存化学物質」についても製造・輸入実績数量等の届出を義務づけ、それを踏まえ優先順位をつけて化学物質の安全性評価を実施することとなりました。

＜化管法政省令の改正＞（再掲）

- 平成20年（2008年）11月、化管法の対象物質及び対象業種の見直しを内容とする政令改正を行いました。この結果、第一種指定化学物質は354物質から462物質に、第二種指定化学物質は81物質から100物質に見直すとともに、PRT R制度の対象業種に医療業を追加しました。また、化管法については、今後も定期的に見直しを行っていくこととしています。

また、平成22年（2010年）4月1日に化管法に基づく省令の一部改正を行い、対象物質の見直しに伴う対応やPRT R制度に基づく届出様式に「移動先の下水道処理施設の名称」並びに「廃棄物の処理方法」及び「廃棄物の種類」の記載欄の追加、国による届出事項の集

計を効率的に行うための届出事項が記録された二次元コードの採用等を行いました。

＜アジア太平洋地域におけるS A I C M実施について主導的な役割の実践＞

- アジア太平洋地域におけるS A I C Mのフォーカルポイント（平成20年度（2008年度））及び国際化学物質管理会議（I C C M）の同地域の代表（平成20年度（2008年度）及び平成21年度（2009年度））として、同地域におけるS A I C M実施促進のため、S A I C Mの実施状況に関する情報の共有や意見交換を促進するとともに、タイ及びブータンにおいて現地調査や専門家の派遣等のプログラムを実施しました。また、国際化学物質管理会議やクイック・スタート・プログラム（Q S P）管理理事会、アジア太平洋地域会議に出席しました。今後とも、平成24年度（2012年）までアジア太平洋地域の代表を務める予定であり、同地域におけるS A I C M実施を主導するとともに、プログラムが継続しているブータンへの支援を実施する予定です。

＜J-C H E C Kの拡充等＞（再掲）

- 国において実施した安全性情報点検の結果や官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム（J a p a nチャレンジプログラム）において得られた情報を発信するためのデータベース（J-C H E C K）を構築し、平成20年（2008年）5月より公開しています。公開後も、新たに追加されたこれらの情報及びO E C D等海外で収集された情報等を随時公開し、その内容を拡充しています。また、収集された安全性情報が諸外国においても有効に活用されるよう、O E C Dグローバルポータル（eChemPortal）との接続も視野に入れ、英語版を開発しているところです。

＜子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）＞（再掲）

- 子どもの発育に影響を与える化学物質や生活環境を明らかにするため、10万人の妊婦を対象とし、生まれてくる子どもたちの健康を13歳に達するまで追跡する、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）を実施しています。本調査は、平成19年（2007年）10月から「小児環境保健疫学調査に関する検討会」において検討が進められ、平成20年（2008年）からパイロット調査が開始されました。パイロット調査では、実際に参加者が登録され、血液等の生体試料の採取や分析が行われるなど、平成22年（2010年）度から実施される10万人規模の本調査開始に向けて、準備が進められています。

＜＜国際協調に基づく環境リスクの評価等＞＞

＜P O P s条約の有効性評価に関する議論への貢献＞

- P O P s条約について、平成20年度（2008年度）には「世界モニタリング計画」に貢献するため、U N E Pの下でのP O P s条約事務局が主催する会合に専門家を派遣し、条約の有効性評価に関する議論を主導しました。また、平成21年度（2009年度）には、P O P s条約の第4回締約国会議に参加し、第1回の条約の有効性評価に係る議論に参加・貢献しました。さらに、東アジア地域における国際的なP O P sモニタリングについて協力体制

を構築するために、毎年東アジアPOPsモニタリングワークショップを開催し、同地域においてPOPsモニタリングを実施しています。今後は、第2回目の条約の有効性評価が平成27年(2015年)に実施される予定であり、準備会合に専門家を派遣するなどして関連する議論を主導する予定です。また、平成21年(2009年)に新たにPOPs条約の対象に追加された9物質群も含めて東アジア地域におけるPOPsモニタリングが円滑に実施できるよう、引き続きワークショップの開催等により支援していきます。

<POPs条約に基づくダイオキシン類等非意図的生成物に係るBAT/BEPP推進事業>

- POPs条約第5条により、ダイオキシン類等、物質燃焼等により非意図的に生成される条約対象物質(U-POPs)について、人為的な発生源からの継続的な放出削減、究極的には廃絶を目指して、「利用可能な最良の技術(BAT)及び環境のための最良の慣行(BEP)指針」(BAT/BEPP指針)が定められ、この指針に基づくBAT/BEPP利用の促進が求められています。本事業では、国内におけるこのBAT/BEPPの利用状況の把握を行うとともに、最新の国際動向の情報収集を行っています。また、我が国に地理的関係から影響が大きい東アジア地域の途上国を対象として、ダイオキシン類の削減に関する我が国の成功体験等を発信し、途上国でのBAT/BEPP利用の促進を図っています。

<国際条約における議論への科学的知見の提供等による貢献>

- POPs条約においては新規のPOPs候補物質を検討する残留性有機汚染物質検討委員会が、また、ロッテルダム条約(PIC条約)においては条約対象物質の追加・削除等について検討する化学物質検討委員会が設置されています。これらの専門家委員会に対し、行政官が参加するとともに、我が国の専門家を派遣し、科学的知見の提供、審議物質のコーディネーターを務めるなど、科学的議論の進展に貢献しています。

<POPs対象物質に対する措置>

- POPs条約における規制対象物質については、化審法第2条第2項の規程に基づき政令の対象物質に指定し、原則製造・輸入を禁止しています。また、POPs対象物質の中で、農薬用途に関連する物質については、農取法第9条第2項の規定に基づく農薬の販売の禁止を定める省令の対象物質に指定し、その販売・使用を規制しています。なお、平成21年(2009年)には新たに9物質群がPOPs条約の対象物質とされたことを受け、平成22年(2010年)4月に施行した化審法の施行令及び農取法の省令の対象物質に対策が必要な物質を追加しました。

<水銀汚染対策への国際的な貢献>

- 水銀汚染対策については、UNEPにおける水銀管理に関する条約についてのアドホック公開作業グループ会合に出席し副議長を務める等国際的な水銀対策の強化に貢献しています。また、UNEP水銀パートナーシップの廃棄物管理分野のリードを務め、平成20年度(2008年度)、平成21年度(2009年度)には、その第1回及び第2回会合を東京において開催し、水銀廃棄物に関するBAT/BEPPガイダンス文書の策定を主導しました。

我が国は、水銀管理に関する条約の第2回政府間交渉委員会を国内において開催するこ

とや政府間交渉におけるアジア太平洋地域のコーディネーターを務めることを予定しており、今後とも引き続き、水俣病経験国として水銀管理に関する条約制定に向けた国際的な議論を主導していきます。また、廃棄物管理分野等のUNEP水銀パートナーシップにも貢献していく予定です。

＜環境リスク評価に関する国際的動向を踏まえた取組＞

- 環境リスク評価に関する国際的動向の中核組織として機能しているOECD化学品プログラムの意思決定機関である合同会合や、その下部組織、専門家会議等へ参加し、国際調和の促進に貢献しています。また、生態影響試験法や農産物中の残留農薬の評価に関するOECDにおける試験法ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）検討への貢献と、策定・改訂されたガイドラインの我が国における適用に向けて、必要な調査検討を行い、我が国における試験法の標準化の検討を進めています。

＜農薬登録制度の刷新に向けた取組＞

- 我が国の農薬登録制度を、OECD等海外の制度との整合性を図りながら、科学的な情報の収集・解析結果に基づきリスクの程度を考慮するように改善するため、「農薬登録制度に関する懇談会」を開催し、各分野の関係者から意見を聴取し、その方向性について議論しています。今後とも、海外の制度との整合性を図りながら、本懇談会を通じ、関係者からの意見を聴取しつつ農薬登録制度の改善を図ります。

＜日中韓の化学物質管理に関する連携強化の取組＞

- 日中韓三カ国による化学物質管理に関する情報交換及び連携・協力を進めるため、平成19年(2007年)から日中韓の化学物質管理に関する政策ダイアログを開催してきており、平成21年(2009年)9月には第3回を中国・北京市で開催し、各国の取組の現状及び今後の方針についての情報を共有しました。また、本ダイアログでは、専門家会合として、日中韓のGHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム(注III-3-9))に関する分類結果の違いについて比較検討等を行うため、日中韓GHS専門家会合を開催しており、平成21年(2009年)に3カ国間におけるGHS分類の比較検討を行いました。今後とも、日中韓3カ国における化学物質管理に関する政策ダイアログを引き続き開くとともに、3カ国の連携協力を強化し、適正な化学物質管理に関する協力を推進します。

＜我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信等＞

- 国際協力機構(JICA)や海外技術者研修協会(AOTS)を通じて、途上国の化学物質管理能力のための研修を実施しています。また、化学物質・調剤、成形品が含有する化学物質情報を適切に把握・管理し、これをサプライチェーンの川上から川下に製品とセットで受け渡す情報伝達の仕組みをASEAN諸国に普及させるため、我が国の民間事業者間で産業横断的に行われている、「JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)」の活動等を活用し、平成20年度(2008年度)、21年度(2009年度)において、タイ、マ

レーシアにおいて実証事業を実施し、現地企業の啓発、取組への参加を促進しました。

さらに、アジア各国の政府と化学物質管理の施策を連携して推進するため、APECやAMEICC（日ASEAN経済産業協力委員会）の化学物質管理担当者による会合を毎年開催し、アジア各国への普及啓発を行いました。

今後も、啓発・普及活動の鍵となる専門家の育成や、知識の普及に伴った研修内容の見直し、ASEANとのマルチやバイの対話の場を活用した我が国の化学物質管理政策についての情報発信等を行うこととしています。

- JICAからの技術協力に関する要請に基づき、発展途上国における農薬のリスク評価・リスク管理手法を支援しています。平成19年度（2007年度）から平成22年度（2010年度）にかけて、ウルグアイへ農林水産消費安全技術センターの職員を派遣しています。

【 他の環境分野との関わり等 】

- 国際的な観点に立った化学物質管理を推進し、環境リスクの低減を進めることにより、他の環境分野への貢献を図るという観点から、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」、「都市における良好な大気環境の確保に関する取組」、「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」及び「生物多様性の保全のための取組」との関係も考慮していく必要があります。
- 例えば、POPs条約に基づくダイオキシン類等非意図的生成物に係るBAT/NEP推進事業については、大気、水質、廃棄物処理等の各分野の専門家による検討会を設置し、国内におけるBAT/NEPの利用状況を追跡的に情報収集するとともに、東アジア地域各国の行政官等及び先進国、国際機関の専門家等を招いたワークショップを開催し、我が国の経験や先進国等の知見を発信するとともに、途上国におけるBAT/NEP指針の普及方策について情報交換を行っています。

③今後の政策に向けた提言

- ダイオキシン対策を始めとする我が国の化学物質に関する優れた政策・技術の知見を活かし、アジアを初めとする国々に技術的な協力を行い、WSSD2020年目標の達成に向けてリーダーシップを発揮していくべきです。
- 東アジアにおけるPOPs等による汚染について、各国と連携してデータの集積・解析を行い、情報発信していくべきです。
- 生物多様性への化学物質の影響や、温暖化対策推進のための住宅の気密性向上等に伴う化学物質の影響の可能性など、他分野との関連性に配慮すべきです。（再掲）